

令和3年5月28日

各公益社団法人・一般社団法人会長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

「『まん延防止等重点措置』の継続・強化」等に伴う感染防止対策の徹底について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、第22回対策協議会・第34回対策本部本部員会議において、6月20日  
までを期間として「『まん延防止等重点措置』の継続・強化」及び「『第4波』非  
常事態対策」の改訂を決定いたしましたので送付させていただきます。

なお、この対策に記載のあるとおり、飲食店等以外の新型インフルエンザ等対  
策特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設に対し、同法第24条第9項  
等に基づき、別添のとおり営業時間の短縮をはじめとする各種取組みへの協力を  
依頼します。

ついては、貴法人におかれましては、所属事業者の皆様等への周知及び適切な  
措置の実施についてご協力賜りますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・『まん延防止等重点措置』の継続・強化
- ・『第4波』非常事態対策
- ・大規模な集客施設等に対する時短等の協力依頼

※詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>